

令和6年(2024年) 10月【個別公表】

【事務処理誤り等】

I 福祉部 社会福祉第一課

件名	物価高騰重点支援給付金均等割課税世帯給付事業の給付誤りについて
公表日	令和6年10月23日(水)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 概要 <p>本給付金事業において、10月3日に均等割課税世帯向けに給付金：210万円(1世帯当たり10万円×21世帯分)を振込んだ世帯に対し、10月10日にも再度振込みを行ったため、当該世帯に対し返還を求める事案が発生した。</p> <p>併せて、10月10日に振込を予定していた19世帯(振込通知送付済)に対し、振込データが作成されなかったため振込みができなかった。</p> <p><対象・金額 二重給付 21世帯 210万円 給付遅れ 19世帯 190万円 ></p> ● 経緯 <p>10月10日に委託業者あてに対象1世帯より、10月3日と10月10日に「R6 ミヤシキントウキュウフ」としてそれぞれ10万円の振込があるとの電話があった。</p> <p>その後、委託業者から市へ報告があり、市で調査確認したところ10月3日と10月10日に振込まれた給付金が二重給付となっている事実を確認した。</p> ● 対応状況 <p>委託業者から報告があった事故当日に二重給付となった対象世帯に連絡を取り、市より説明と謝罪を行った。対象21世帯とは連絡がつき、全世界帯から返還の意思確認が取れたことから、10月15日に納付書を送付した。</p> <p>一方、10月10日に振込が出来なかった19世帯に対しては、委託業者より連絡を取り、10月18日に振り込む旨の連絡を行った。※10月18日振込入金済</p> ● 原因 <p>本給付金事業では、委託業者が独自の給付管理システムにて振込データを作成し、そのデータを基に市が給付金を振り込んでいる。</p> <p>今回、当該業者が10月10日分振込用データを作成する際に、作業用ソフトに誤って10月3日分の振込済データをコピー&ペーストしてしまい、そのまま10月10日分振込データとして本市に納品され、二重給付となったもの。</p> <p>人為的なミスに加え、思い込みにより払込通知データと振込データとの確認が行われなかった事が事故の発生につながった。</p>
再発防止策	委託業者に対して、今回のような人為的ミスについて再発防止を求めたとこ

	<p>ろ、納品前のダブルチェックの徹底に加え、納品データ作成をシステム側で行えるようにシステムを改修する旨の報告を受けた。</p> <p>市としても、委託業者から納品があった際は、払込通知データと振込データの確認を複数人で行った上で、振込作業を行うこととする。</p>
所管課	福祉部 社会福祉第一課 電話：0985-21-1775

2 福祉部 介護保険課

件名	介護給付費財政調整交付金の過小交付について
公表日	令和6年10月23日（水）
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 概要 <p>令和5年度分の介護給付費財政調整交付金の再確定手続きにおいて、実績報告で算定した調整基準標準給付費額の介護・予防給付費に計上誤りがあり、421万円の過小交付となっていることが発覚したもの。</p> ● 原因 <p>給付実績を報告するための表計算ソフトの様式において、介護・予防給付費のうち、償還払分の合計額を計算する関数の範囲指定に誤りがあった。</p> <p>そのため、本来令和4年10月～令和5年9月支給決定分の12か月分を計上しなければならないところを、11か月分（令和4年10月～令和5年8月）を計上しており、ひと月分が含まれていなかった。</p> ● 今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・過小交付については国からの追加交付は行われない。 ・特別調整交付金（介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合）の交付について県に申請中。 ・特別調整交付金の対象となった場合は、特別追加所要額421万円の10分の7以内の額の交付となる。 ・返還等の新たな予算措置は発生しない。
再発防止策	<p>調整基準標準給付費額について、積算資料の作成方法をマニュアル化し、次年度以降も同様の方法で算出及び報告できるよう改善を行う。</p> <p>また、チェックリストを作成し、複数の職員によるチェックを行うことで再発防止を図る。</p>
所管課	福祉部 介護保険課 電話：0985-21-1777